

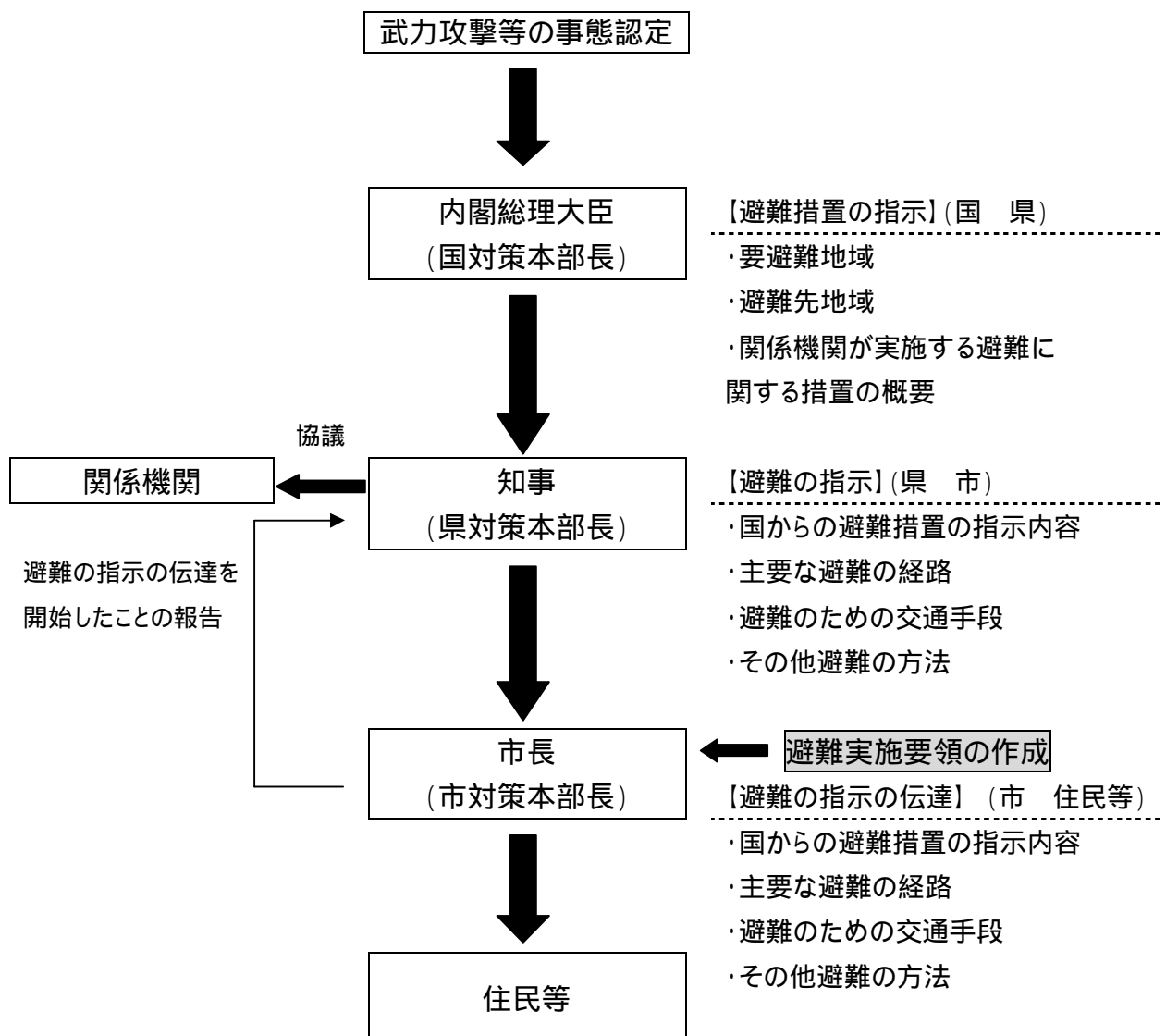
## 第1章 国民保護避難マニュアル作成の目的

平戸市（以下「市」という。）は、武力攻撃事態等が発生し、避難の指示の通知を受けた場合には、国民保護法（以下「法」という。）第61条の規定に基づき、県警察、海上保安署、自衛隊などの関係機関から意見を聴いて、直ちに避難実施要領を定めなければなりません。

本マニュアルは、市の責務を確実に果たすために、市の特性からみた避難実施要領作成上の留意点などを考慮し、地区別、離島住民等の避難実施マニュアル及び避難実施要領のパターンを作成しておくことで、実際に事態が発生したときの迅速な平戸市避難実施要領作成に資することを目的とする。

## 第2章 避難の指示の流れ

武力攻撃等の事態認定後に国民保護による「避難の指示」が住民等に伝達されるまでの流れは、次のとおりである。



## 第3章 市の特性

### 1 観光地及び離島を有する市の人口

市の地理的・社会的にみた特性として、観光地であること及び3つの有人離島を有することがあげられる。

市には年間約160万人の観光客が訪れる。これは、一日あたり平均で約4,300人が滞在していることになるが、市の人口約38,000人に対して大きな比重を占める。

住民避難を検討する際には、市の住民人口だけでなく、観光滞在者も含めた総数(平均約42,300人)を念頭におく。

市には、3つの有人離島(大島、度島、高島)があり、交通手段は船舶のみとなっている。また、平戸島、生月島には、橋が架かっているものの何らかの理由により通行が出来なくなると完全に有人離島と同じ条件となるため、国が示している「離島の住民の避難に係る陸送事業者の航空機や船舶の使用についての基本的考え方」(平成17年12月19日閣副安危第498号通知、国政調第169号通知)を踏まえ、市の離島の避難に係る輸送能力、輸送時間、地域事情等を勘案して住民避難を検討する必要がある。

### 2 過疎化と高齢化

市町村合併後の平成17年国勢調査による本市の人口は38,389人、世帯数は14,493世帯である。

人口をみると平成2年から平成7年までの5年間に2,606人の減少、平成7年から平成12年までに2,308人の減少、平成12年から平成17年までの5年間に3,197人の減少と平均して5年間で約2,700人ずつ減少している傾向にある。

年齢別人口では、昭和30年は年少人口(0~14歳)37.6%、生産年齢人口(15~64歳)56.1%、老年人口(65歳以上)6.3%だったが、年少人口、生産年齢人口が減少し、老年人口割合は昭和35年に「高齢化社会」とされる7%を超え、昭和60年に「高齢社会」とされる14%を超えた。平成7年には初めて老年人口が年少人口を上回り、平成12年には65歳以上の高齢者が4人に1人、平成17年には3人に1人の割合となった。

世帯数については、昭和30年は13,166世帯だったのが、平成12年には13,739世帯となり、平成17年には14,493世帯となり人口の減少に相反して増加傾向にある。

### 3 災害時要援護者

市には、多数の自力避難困難者(要介護認定された高齢者で重度の介護を要する者、外国人、乳幼児、障害者等で自力避難が困難であると予測される者)が在住する。

また、県外及び国外からの観光客は、市の地理状況に不慣れであることから、避難の方法について特段の配慮をする必要がある。

## 第4章 避難実施要領作成上の留意点

### 1 市の人口

#### 【現状】

平成21年2月1日現在の総人口は、37,421人で総世帯数は、14,450世帯となっている。

地区別では、平戸地区が人口21,648人、世帯数8,407世帯と市の半数以上が居住しており、平戸地区と生月大橋で隣接している生月地区は、人口6,906人、世帯数2,476世帯、本土に位置している田平地区は、人口7,414人、世帯数2,961世帯、離島である大島地区は、人口1,453人、世帯数606世帯となっている。



#### 【留意点】

局地的な武力攻撃災害等に対しては、地域限定的な警戒区域の設定・避難の指示が考えられるため、区域の人口は町別（行政区）単位で把握する必要がある。

### 2 観光施設

#### 【現状】

市には、多数の観光集客施設が存在し、年間約160万人の観光客が訪れている。うち約40万人は宿泊滞在者である。

1日あたりの平均観光客は約4,300人にのぼり約1,100人は宿泊している。



#### 【留意点】

武力攻撃災害等が発生した時間、営業日に応じた観光客集客施設等の利用者数を把握する（各施設管理者が入場・利用者数を把握 市に通報）。

市の集客施設等にいる観光客は、現地の地理状況に不慣れであることから、特に県外及び国外からの利用者、滞在者などには、避難の方法について特段の配慮をもって周知する必要がある。

観光バス、自家用車利用による滞在者は、できるだけ各自の観光バス、自家用車で指定の避難経路から避難するように誘導する。

公共交通機関利用（鉄道、バス、フェリー）による観光客は、住民と同様に避難誘導する。

### 3 災害時要援護者

#### 【現状】

市の要介護認定の高齢者は約 2,540 人 (H18)、独居の高齢者は約 2,470 人 (H19)、障害者は約 2,830 人 (H19 知的：約 360 人、H19 身体：約 2,470 人) が在住している。



#### 【留意点】

要避難地域において、避難誘導が必要となる災害時要援護者の人数を把握する(平素から、福祉事務所、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険関係者、障害者団体との連携を保持する。 )。

要介護認定の高齢者、独居の高齢者、障害者については、避難の際に借上げ車両の手配や自家用車両の使用を考慮する。

### 4 外国人

#### 【現状】

平成 21 年 2 月 1 日現在の外国人登録者数は 141 人で、中国人 100 人、フィリピン人 15 人、韓国人 10 人、アメリカ人 4 人、オーストラリア人 3 人、カンボジア人 2 人の他カナダ人、パラグアイ人、スペイン人、オランダ人、イギリス人、ロシア人、ベトナム人が各 1 人である。



#### 【留意点】

要避難地域における地区ごとの外国人登録者数を把握する。

外国人への情報の伝達方法、避難誘導の要領周知及び通訳者を確保する。

市の避難施設(集合場所)及び避難経路並びに集客施設等の施設内の避難経路を示す掲示板、標識等を簡明かつ効果的にするとともに、多言語化に努める。

### 5 主要道路

#### 【現状】

##### 【平戸地区】

平戸地区は、主島である平戸島のほか、度島、高島の有人島と、その周辺に点在する大小 35 の島々からなっており、国道 383 号は、志々伎町から平戸大橋までの平戸島を縦断する重要な路線である。

県道は、主要地方道平戸田平線(19 号線)、主要地方道獅子津吉線(60 号線)、一般県道田ノ浦平戸港線(153 号線)、一般県道薄香港線(200 号線)の 4 路線で、国道 383 号に連結する重要な路線である。

##### 【生月地区】

生月地区は、平戸島の西方に位置する島で、平成3年に生月大橋の架橋により平戸本島と結ばれている。

島内の道路は主要地方道平戸生月線(42号線)が南北に縦断し、市道は1級市道8路線、2級市道12路線、その他市道176路線とその他にも農道等がある。

#### 【田平地区】

田平地区は、国道204号が馬蹄形で町全体を網羅しており、国道383号は平戸島と本土を結ぶ、陸上で唯一の路線として利用されている。

県道は、一般県道田平港線(152号線)、一般県道以善田平港線(221号線)、一般県道北松公園平戸口線(230号線)、市道は1級市道14路線、2級市道20路線、その他市道192路線でその他にも農道等がある。

近隣の高速道路は、1時間内で佐世保大塔IC、佐世保三川内ICの2つが存在する。

#### 【大島地区】

大島地区は、本土から約15km離れた玄界灘に浮かぶ孤島で、全地区を結び島内の動脈的役割を持つ重要な道路として一般県道大根坂的山線(159号線)があり、市道は1級市道3路線、2級市道10路線、その他市道144路線でその他にも農道等がある。



### 【留意点】

幹線道路が限られており、避難経路の選定・道路使用に当たっては、武力攻撃に対する侵害排除、対処措置に係わる自衛隊、警察等関係機関と綿密に協議することが必要である。

避難経路は一路線とせず、可能な限り複数路線を選定し、状況の変化に対応できるようにする。

避難経路の選定にあたり、経路の交通規制、警備・誘導體制を考慮し、避難経路の安全性を確保する。

### 【協議先】

機関名	調整内容
自衛隊 TEL:095-826-8844 FAX: 同上	防衛作戦との整合性(避難経路とする路線ができるだけ自衛隊の使用する路線と重複しないように整合性を図る。)
消防本部・消防署 TEL:0950-22-3167 FAX:0950-22-5179	消防・救援活動との整合性
警察署 TEL:0950-22-3110 FAX:0950-23-8059	交通規制、警備・誘導體制、交通状況・被害状況等の確認
海上保安署 TEL:0950-22-4999 FAX:0950-22-3997	避難経路の選定、港湾・航路等の状況確認

## 6 交通手段

### (1) バス

要避難地域における避難人員数と配分されたバスの輸送可能人員数を検討する。

#### 【現状】

本市で営業しているバス事業者は、西肥自動車(株)〔大型：25台、中型：2台、小型：0台〕、生月自動車(有)〔大型：8台、中型：2台、小型：3台〕、(有)SOUDA〔大型：5台、中型：3台、小型：6台〕、大川陸運(株)〔大型：0台、中型：1台、小型：9台〕、大島村産業(有)〔大型：0台、中型：0台、小型：2台〕の5社が存在する。



#### 【留意点】

配分される車両数、避難先地域までの所要時間、同時輸送可能人員、往復回数等を把握する。

バス営業所及び車両基地から集合場所への所要時間を考慮する。

集客施設等に観光バス、自家用車両で来訪している利用者に対して、当該車両を避難に用いることを考慮する。

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

#### 【協議先】

機関名	調整内容
西肥自動車(株) TEL:0950-22-3171 FAX:	使用可能車両数・輸送可能人員・使用可能開始時期等
生月自動車(有) TEL:0950-53-0518 FAX:	
(有)SOUDA TEL:0950-22-2700 FAX:0950-22-2612	
大川陸運(株) TEL:0950-24-2421 FAX:	
大島村産業(有) TEL:0950-55-2981 (事務所:0950-22-3336) FAX:	

## (2) 船舶

### 【現状】

地方港湾は平戸港をはじめ6港で、港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾（以下「56条港湾」という。）が7港ある。

漁港は大小33港にも及んでおり、日本有数の漁港数を有している。

平戸市海域で営業している定期船事業者は、竹山運輸(有)〔第二フェリー度島、第三フェリー度島〕、平戸市〔第二フェリー大島〕、美咲海送(有)〔第二フェリー美咲〕、津吉商船(株)〔コバルト21〕4社で5隻を保有し、離島との海上交通を確保している。



### 【留意点】

要避難地域と避難先地域における港湾又は漁港を選定し、それぞれの港に入港可能な旅客船と旅客輸送人員等を把握する。

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

### 【協議先】

機関名	調整内容
竹山運輸(有) TEL:0950-25-2011 FAX: 同上	使用可能旅客船舶数・輸送可能人員・使用可能開始時期・航路、入港予定の港湾施設状況確認等
美咲海送(有) TEL:0956-42-5607 FAX:0956-42-5617	
津吉商船(株) TEL:095-822-0122 (平戸:0950-27-0025) FAX:095-822-9625	
大島支所産業振興課 TEL:0950-55-2511 FAX:0950-55-2520	
海上保安署 TEL:0950-22-4999 FAX:0950-22-3997	船舶避難のための総合調整

### (3) 鉄道

#### 【現状】

鉄道は、松浦鉄道が、本市田平町に4つの駅（西田平駅、田平平戸口駅、中田平駅、東田平駅）が存在し、田平町の南に面する江迎方面から田平町中心部を通過して、同町東へ位置する松浦方面にのびている。

旧国鉄の地方交通線から転換した、第3セクター方式の鉄道会社で、佐世保駅から有田駅（佐賀県有田町）まで93.8km計57駅の区間を北松浦半島沿いに結ぶ、地域に密着した公共交通機関として重要な役割を果たしている。



#### 【留意点】

要避難地域と避難先地域の駅を把握し、移動の所要時間、輸送可能人員を把握する。

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する。

#### 【協議先】

機関名	調整内容
松浦鉄道(株) TEL:0956-25-3900 FAX:0956-22-8572	使用可能車両数・輸送可能人員・使用可能開始時期等

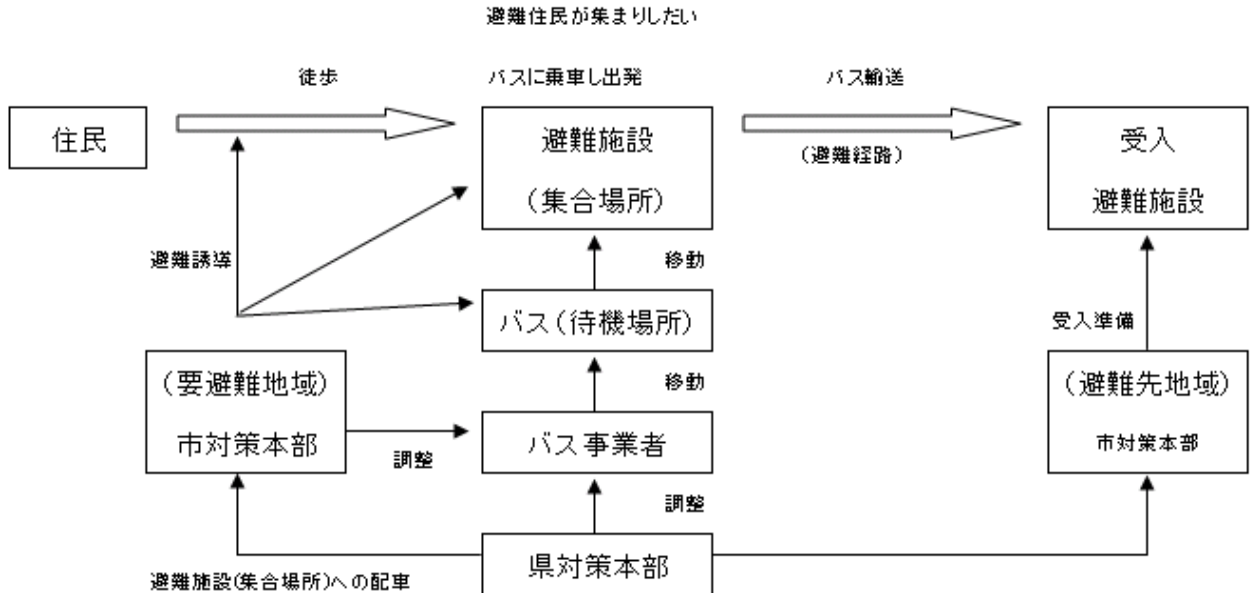


# 第5章 住民避難の基本的な考え方

## 1 住民の避難誘導イメージ

### (1) バスによる避難

住民は、各地区の避難施設（集合場所）に原則徒歩で集合。  
 集合者を確認した後、バス輸送で受入避難施設に移動。



#### 【バス積載能力】

事業所名	貸切バス			乗合バス			合計		
	大型	中型	小型	大型	中型	小型	大型	中型	小型
生月自動車(有)	2	1	2	6	1	1	8	2	3
西肥自動車(株)				2	5	2	2	5	2
大川陸運(株)		1	6			3		1	9
(有) SOUDA	5	1	6		2		5	3	6
大島村産業(有)						2			2

大型一般車(目安定員 45～60 人)、中型バス (目安定員 25～29 人)、小型バス (目安定員 20～25 人)

#### 【最大輸送人員】

輸送能力の把握においては、避難住民の荷物を考慮すると乗車可能な人数は減ることが考えられるため、この点を考慮する（定員を大型バス 45 人、中型バス 25 人、小型バス 20 人とする。）

$$\begin{aligned}
 & (\text{大型バス } 45 \text{ 人} \times 38 \text{ 台}) + (\text{中型バス } 25 \text{ 人} \times 8 \text{ 台}) + (\text{小型バス } 20 \text{ 人} \times 20 \text{ 台}) \\
 & = 2,310 \text{ 人}
 \end{aligned}$$

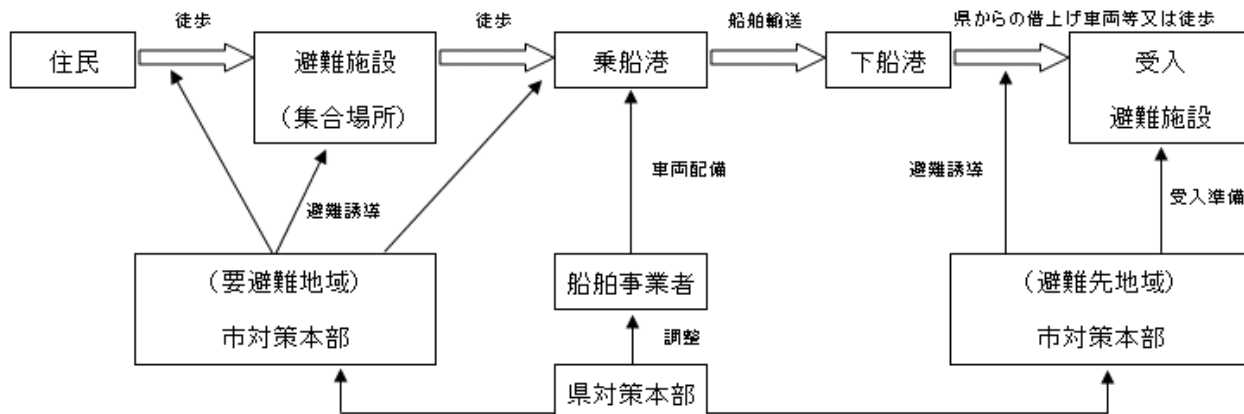
## (2) 船舶による避難

住民（島民）は、各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に原則徒歩で集合

集合者を確認した後、住民は原則徒歩で乗船港へ移動

乗船港から船舶輸送で下船港に移動

下船港から受入避難施設までは県からの借上げ車両又は徒歩で移動



### 【船舶積載能力】

船名	旅客定員	運行回数/日	輸送可能人員	総トン数	速力(ノット)
第二フェリー度島	95	2	190	199.00	11.00
第三フェリー度島	95	2	190	199.00	12.20
第二フェリー大島	150	4	600	199.00	13.00
第二フェリー美咲	80	5		273.37	10.50
コバルト21	80	4	320	19.00	38.00

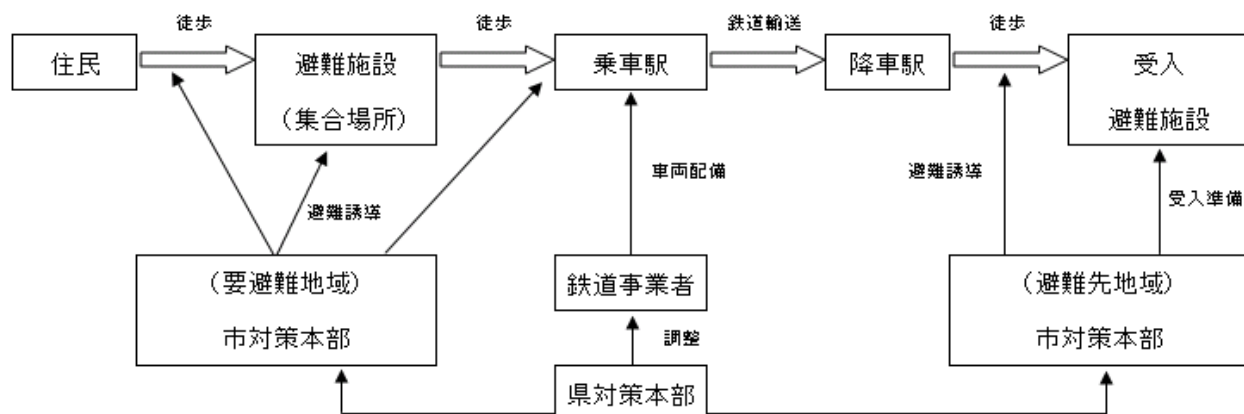
## (3) 鉄道による避難

住民は、各地区の避難施設（集合場所）に原則徒歩で集合。

集合者を確認した後、住民は原則徒歩で最寄りの乗車駅へ移動。

乗車駅から鉄道輸送で降車駅に移動。

降車駅から受入避難施設までは原則徒歩で移動。



【鉄道積載能力】

事業社名：松浦鉄道（株）

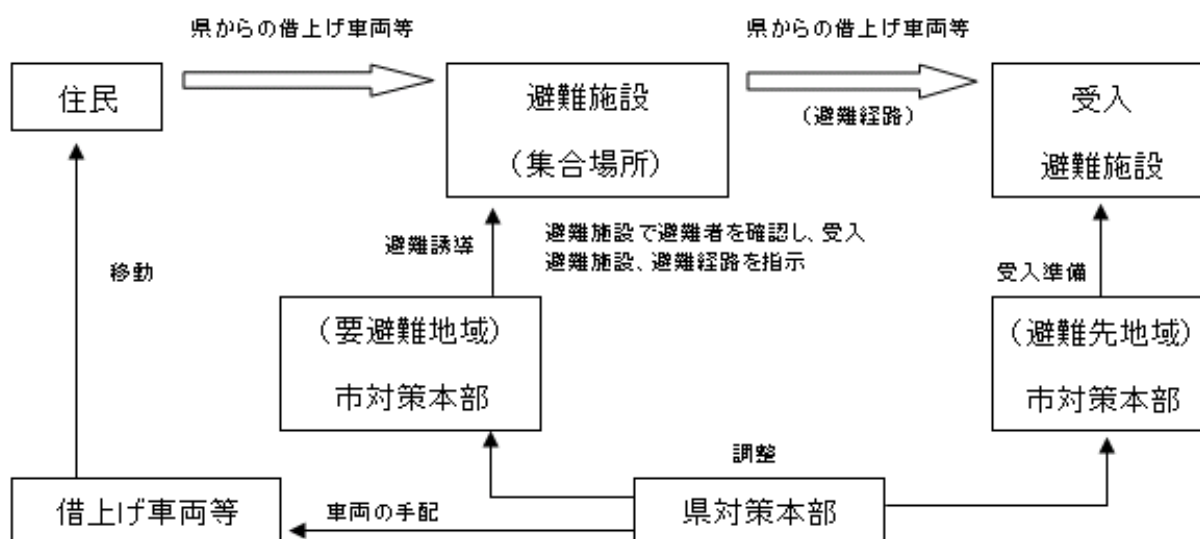
型式	台数	車長	定員	備考
M R -100 形	16 両	16m	106 名	座席 52、立席 54
M R -400 形	1 両	18m	124 名	座席 55、立席 69
M R -500 形	1 両	18m	99 名	座席 46、立席 53
M R -600 形	8 両	18m	125 名	座席 40、立席 85
合計	26 両			

(4) 借上げ車両等による避難

県の借上げ車両等により各地区であらかじめ指定された避難施設（集合場所）に集合

災害時要援護者を確認し、受入避難施設及び避難経路を指示  
 県の借上げ車両等により受入避難施設まで移動

県からの借上げ車両等の範囲：市の公用車、県の公用車、バス、災害時要援護者の避難に用いる自家用車（マイカー、地域内の事業所の車両などを想定）



## 2 避難誘導における一般的留意事項

### (1) 住民に対する情報提供の在り方

- ・国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- ・武力攻撃やテロなどの国民保護災害については、我が国においてあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視若しくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し、過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。

そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。

その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。

また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

- ・放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。
- ・災害時要援護者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生・児童委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- ・NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

### (2) 高齢者、障害者等への配慮

- ・避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の災害時要援護者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。

また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。

具体的には、以下の支援措置を講じていくことが適当と考える。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「災害時要援護者支援班」の設置

消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認

社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施

一人ひとりの災害時要援護者のための「避難支援計画」の策定等

また、老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

なお、「避難支援計画」を策定するためには、災害時要援護者情報の把握・共有が不可欠となるが、「同意」・「手上げ」・「共有情報」方式による。

### (3) 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

・避難は、住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての大前提である。

したがって、避難誘導の開始時において、警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。

また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。

・避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。

また、連帯感を持って避難を行うことが重要となるが、地域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること。

誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

### (4) 学校や事業所における対応

・学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。

例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）。こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

### (5) 民間企業による協力の確保

・災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。

企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。

例えば、昼間都市部において、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。

このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

### (6) 住民の「自助」努力による取組みの促進

・災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。

・事案の発生直後は、危険を回避し、被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、住民一人ひとりが危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。

(啓発内容例)

爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。

速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。

近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。

異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

「武力攻撃やテロなどから身を守るために」(内閣官房)参考

## 3 高齢者、障害者、乳幼児等要援護者に配慮した避難方法

先に一般的な留意点として、高齢者、障害者等への配慮を示したが、ここでは、より具体的な高齢者、障害者、乳幼児等要援護者に配慮した避難方法について整理する。

詳細には、別途整備する予定である「災害時要援護者避難支援計画」に準ずるものとするが、特に配慮すべき事項として以下に列挙する。

### (1) 徒歩による避難が困難な対象者の避難方法

・自力で移動できない要援護者については、車両等による支援が必要である。この場合の支援方法としては、以下の方法等が考えられる。

平戸市(又は近隣関係機関)の公用車を使用  
 県に対して、県所有の公用車の応援を要請  
 県に対して、バス協会に車両を手配するよう要請  
 自家用車や地域の事業者の車両を使用

あらかじめ所有者等の了解を得て、避難時に災害時要援護者の輸送に使用できる車両を確保する。これらの車両について、車種、避難誘導の際の運転者、輸送する災害時要援護者について把握しておく。

## (2) 情報の共有法方、消防・自主防災組織、福祉担当者間との連携確保

・災害時要援護者情報について、「同意」・「手上げ」・「共有情報」方式により共有化を行う。

同意方式	住民一人ひとりと接する機会をとらえて要援護者を把握し、要援護者本人に直接働きかけ、避難支援計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	対象者が過多となる場合は、業務量も踏まえつつ、対象者の特定についての検討が必要となる。
手上げ方式	(制度を周知した上で、)自ら希望した者についての避難支援計画を策定する方式。必要な支援等をきめ細かく把握することができる。	登録を希望しない者への対策が必要。共有情報による要援護者の特定をせずに取り組むと、災害時要支援者となり得る者の全体像が把握できない。
共有情報方式	市(町村)が、個人情報保護条例中の個人情報の目的外利用・提供に関する規定に基づいて、審査会等の手続きを経たうえで、福祉関係部局と防災関係部局とで情報共有し、分析の上、要援護者を特定する方式	情報共有の結果特定される要援護者が必要とする支援等をきめ細かく把握するため、最終的には本人からの確認・同意が必要。関係情報を自主防災組織等に提供する場合等にも本人の同意が必要

「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」(平成17年3月)より

## (3) 要援護者の避難に際してのその他の具体的留意事項

・その他、避難誘導の実施に際し、必要な事項は次のようなものが考えられる。

手話通訳の確保(関係機関への協力要請)

筆談への対応

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に配慮した対応を念頭に置く。

## 4 季節の別に応じた避難の対応

冬季では、積雪時における人の運動能力低下や、運送手段等の実情を踏まえた対応が必要となる。このため、避難時における住民の衣類へ注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

### (1) 冬季における留意事項

積雪、道路凍結等による避難時転倒等防止の喚起

住民における防寒対策への呼びかけ(上着や毛布等)

積雪による車両通行困難が想定される場合では徒歩移動の呼びかけ、または適切なルート選定

自家用車内への避難等、密閉空間内での燃料不完全燃焼による一酸化炭素中毒、車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意

日照時間が短いことから、避難誘導時刻に留意(時間的余裕がある場合)

### (2) 夏季における留意事項

熱中症の予防(帽子や飲料水の携行)呼びかけ

仮設テント等による日陰の確保

昼夜の気温差による健康対策呼びかけ

車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意

蚊、ハエ等不快害虫対策への呼びかけ

## 5 昼夜の別に応じた避難の対応

### (1) 夜間に避難誘導を行う場合における留意事項

・夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明(投光器具、車のヘッドライト等)を配備し、住民の不安の解消に努める。

### (2) 昼間の学校における留意事項

・可能な限り学校単位での避難が行えるよう、教職員との連携を密にする。

また、県立学校等、広域からの通学者がいる学校では、帰宅又は一時避難所への避難のどちらを優先するかの確に判断することが重要である。

### (3) 昼間の事業所における避難誘導に際しての協力要請

・可能な限り企業単位での避難が行えるよう、事業所別避難マニュアルの作成を働きかける。

・所有車両やバスの使用に関する協力要請(事業所所在地の避難住民や物資の輸送に対する協力要請、事業所間の帰宅困難者相互応援への対応等)



- ・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、集客施設や店舗等に対して、協力要請する。

#### (4) 帰宅困難者への配慮

- ・市外からの通勤、通学者に対しては、事案の緊急性に応じて、可能な限り帰宅支援の配慮を行う。

- ・やむを得ず帰宅を行わずに市内に留まる、あるいは自宅を経由せずに避難を行う場合については、ホテル等宿泊施設やコンビニエンスストア等日用品取扱商店等に協力を要請する。

- ・市内に残留する市外通勤・通学者については、安否情報照会に備え、学校・事業所に対してリスト作成等の協力要請を行う。

## 6 外国人への配慮

市内在住の外国人に対して、避難誘導に関する情報を的確に伝達するため、複数の言語による情報伝達手段の確保が重要となる。避難誘導を行う主体として平戸市では、以下の事項に留意する。

なお、外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

市内在住者から見た言語種類の事前把握

避難実施要領パターンの外国語版の事前準備

通訳の確保

## 第6章 平戸市避難実施マニュアル

### 1 平戸地区北部の避難

#### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

平戸地区北部の人口・世帯数

平成21年2月1日現在の平戸地区北部（度島町を除く）の人口は、男性5,292人、女性6,125人で合計が11,417人、世帯数は、4,701世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
新町	59	70	129	58
職人町	46	63	109	60
魚の棚町	64	81	145	65
紺屋町	28	37	65	28
木引田町	49	65	114	56
築地町	34	39	73	37
宮の町	53	87	140	57
浦の町	52	63	115	49
崎方町	76	96	172	72
岩の上町	1,225	1,358	2,583	1,091
明の川内町	90	97	187	80
戸石川町	432	521	953	383
大野町	87	105	192	70
木引町	110	121	231	80
鏡川町	710	839	1549	666
大久保町	1,197	1,398	2,595	1,106
田助町	77	91	168	73
大山町	48	49	97	36
川内町	303	331	634	243
中野大久保町	34	47	81	29
水垂町	46	61	107	36
山中町	134	138	272	100
主師町	90	96	186	52
坊方町	39	36	75	28
下中野町	91	106	197	66
古江町	118	130	248	80
合計	5,292	6,125	11,417	4,701

## 【避難先】

### 避難場所及び施設の指定

避難場所及び施設の指定については、長崎県国民保護計画に「県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。」と記載されていることから長崎県が行うこととされている。

## 【一時集合場所及び集合方法】

### 基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

### （一時集合場所）

#### 時間的な余裕がある場合

平戸小学校（約4,000人）、平戸中学校（約8,000人）、田助小学校（約2,800人）、中野中学校（約7,400人）ほか

#### 時間的な余裕が無い場合（緊急避難）

直接県が指定する避難施設まで緊急避難させることから一時集合場所は指定しない。

### （集合方法）

#### 時間的な余裕がある場合

一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

また、バス等の台数に限りがあることから市が県に依頼し、県が県内事業所へ要請することにより調達することとなっている。

#### 時間的な余裕が無い場合（緊急避難）

緊急避難の場合は、バス等を要請する時間がないことから県が指定する避難場所までは主に自家用車の利用が考えられる。このことについては、事前に警察との調整が必要となる。

また、自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

## 【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、防災行政無線や広報車により周知することになる。

## 【集合に当たっての留意事項】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

避難に際しての留意点及び市職員の心得

市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。

市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

学校や事業所に対しては、原則として避難施設（一時集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

## 【避難の手段及び避難の経路】

避難経路：市道 県道 19 号線（～平戸大橋）

市道 県道 200 号線（～平戸大橋）

市道 県道 153 号線（～平戸大橋）

市道

国道 383 号

（中野地区～平戸大橋）

避難手段：詳しくは、上記の集合方法に記載

## 【市職員、消防職団員の配置等】

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

住民への周知要員・・・市職員及び消防団員により実施する。

避難誘導要員・・・平戸小学校、平戸中学校、田助小学校、中野中学校にそれぞれ市職員 2 名 1 組を派遣する。

現地連絡要員・・・市職員及び消防団員により実施する。

現地調整所の要員・・・一時集合場所に設置する現地調整所は、市職員 2 名をもって運営する。また、状況により市職員を増員する。

攻撃の種類により、避難方法等が異なるので臨機応変の対応が必要となる。

**【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】**

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

**【要避難地域における残留者の確認】**

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

**【避難誘導中の食料等の支援】**

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

**【避難住民の携行品、服装】**

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950-22-4111

## 2 平戸地区中部の避難

### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

平戸地区中部の人口・世帯数

平成 21 年 2 月 1 日現在の平戸地区中部の人口は、男性 2,085 人、女性 2,424 人で合計が 4,509 人、世帯数は、1,694 世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
春日町	32	41	73	18
高越町	38	49	87	29
獅子町	213	269	482	194
根獅子町	280	302	582	184
飯良町	88	111	199	84
大石脇町	67	60	127	36
紐差町	418	471	889	379
深川町	95	99	194	56
朶の原町	42	46	88	25
迎紐差町	37	60	97	31
草積町	86	91	177	70
赤松町	27	45	72	27
大川原町	117	145	262	109
木ヶ津町	180	220	400	161
宝亀町	229	270	499	192
木場町	136	145	281	99
合計	2,085	2,424	4,509	1,694

### 【避難先】

避難場所及び施設の指定

避難場所及び施設の指定については、長崎県国民保護計画に「県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。」と記載されていることから長崎県が行うこととされている。

### 【一時集合場所及び集合方法】

基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

#### (一時集合場所)

時間的な余裕がある場合

紐差小学校(約2,800人) 大川原小学校(約2,100人) 獅子小学校(約2,900人) 根獅子小学校(約3,000人)ほか

時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

直接県が指定する避難施設まで緊急避難させることから一時集合場所は指定しない。

#### (集合方法)

時間的な余裕がある場合

一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

また、バス等の台数に限りがあることから市が県に依頼し、県が県内事業所へ要請することにより調達することとなっている。

時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

緊急避難の場合は、バス等を要請する時間がないことから県が指定する避難場所までは主に自家用車の利用が考えられる。このことについては、事前に警察との調整が必要となる。

また、自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

#### 【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、防災行政無線や広報車により周知することになる。

#### 【集合に当たっての留意事項】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

避難に際しての留意点及び市職員の心得

市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。

市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

学校や事業所に対しては、原則として避難施設（一時集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### 【避難の手段及び避難の経路】

避難経路：市道 県道 19 号線（宮の浦～志々伎）  
市道

〔 国道 383 号  
（ 紐差～平戸大橋）

避難手段：詳しくは、上記の集合方法に記載

#### 【市職員、消防職団員の配置等】

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

住民への周知要員・・・市職員及び消防団員により実施する。

避難誘導要員・・・紐差小学校、大川原小学校、獅子小学校、根獅子小学校にそれぞれ市職員 2 名 1 組を派遣する。

現地連絡要員・・・市職員及び消防団員により実施する。

現地調整所の要員・・・一時集合場所に設置する現地調整所は、市職員 2 名をもって運営する。また、状況により市職員を増員する。

攻撃の種類により、避難方法等が異なるので臨機応変の対応が必要となる。

#### 【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

#### 【要避難地域における残留者の確認】

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。



**【避難誘導中の食料等の支援】**

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

**【避難住民の携行品、服装】**

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950 - 22 - 4111

### 3 平戸地区南部の避難

#### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

平戸地区南部の人口・世帯数

平成 21 年 2 月 1 日現在の平戸地区南部の人口は、男性 2,242 人、女性 2,587 人で合計が 4,829 人、世帯数は、1,752 世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
下中津良町	91	99	190	68
上中津良町	73	106	179	65
敷佐町	40	54	94	39
猪渡谷町	118	148	266	115
堤町	194	226	420	136
神船町	28	35	63	30
津吉町	199	236	435	175
東中山町	17	20	37	11
西中山町	45	49	94	37
辻町	84	111	195	109
無代寺町	10	7	17	7
鮎川町	49	52	101	36
大佐志町	36	45	81	27
田代町	34	50	84	31
前津吉町	214	255	469	187
神上町	26	23	49	17
神ノ川町	10	11	21	8
船木町	26	41	67	29
早福町	118	119	237	71
大志々伎町	64	79	143	58
志々伎町	195	250	445	181
野子町	479	479	958	256
小田町	92	92	184	59
合計	2,242	2,587	4,829	1,752

#### 【避難先】

避難場所及び施設の指定

避難場所及び施設の指定については、長崎県国民保護計画に「県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。」と記載されていることから長崎県が行うこととされている。

## 【一時集合場所及び集合方法】

### 基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

### (一時集合場所)

#### 時間的な余裕がある場合

堤小学校(約3,500人) 中津良小学校(約2,700人) 津吉小学校(約5,000人) 南部中学校(約8,300人) 志々伎小学校(約2,300人) 志々伎小学校早福分校(約2,000人) 野子小中学校(約3,700人)ほか

#### 時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

直接県が指定する避難施設まで緊急避難させることから一時集合場所は指定しない。

### (集合方法)

#### 時間的な余裕がある場合

一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

また、バス等の台数に限りがあることから市が県に依頼し、県が県内事業所へ要請することにより調達することとなっている。

#### 時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

緊急避難の場合は、バス等を要請する時間がないことから県が指定する避難場所までは主に自家用車の利用が考えられる。このことについては、事前に警察との調整が必要となる。

また、自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

## 【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、防災行政無線や広報車により周知することになる。

## 【集合に当たっての留意事項】

### 市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

避難に際しての留意点及び市職員の心得

市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。

市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

学校や事業所に対しては、原則として避難施設（一時集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### 【避難の手段及び避難の経路】

避難経路：市道 県道 19 号線（宮の浦～志々伎）  
市道 県道 60 号線（           ～津吉）  
市道

国道 383 号  
（志々伎～平戸大橋）

避難手段：詳しくは、上記の集合方法に記載

#### 【市職員、消防職団員の配置等】

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

住民への周知要員・・・市職員及び消防団員により実施する。

避難誘導要員・・・堤小学校、中津良小学校、津吉小学校、南部中学校、志々伎小学校、志々伎小学校早福分校、野子小中学校にそれぞれ市職員 2 名 1 組を派遣する。

現地連絡要員・・・市職員及び消防団員により実施する。

現地調整所の要員・・・一時集合場所に設置する現地調整所は、市職員 2 名をもって運営する。また、状況により市職員を増員する。

攻撃の種類により、避難方法等が異なるので臨機応変の対応が必要となる。

#### 【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

**【要避難地域における残留者の確認】**

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

**【避難誘導中の食料等の支援】**

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

**【避難住民の携行品、服装】**

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950-22-4111

## 4 生月地区の避難

### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

生月地区の人口・世帯数

平成21年2月1日現在の生月地区の人口は、男性3,292人、女性3,614人で合計が6,906人、世帯数は、2,476世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
生月町御崎	118	137	255	85
生月町壱部	498	561	1,059	353
生月町里免	886	934	1,820	636
生月町壱部浦	353	358	711	270
生月町館浦	325	385	710	258
生月町山田免	794	897	1,691	629
生月町南免	318	342	660	245
合計	3,292	3,614	6,906	2,476

### 【避難先】

避難場所及び施設の指定

避難場所及び施設の指定については、長崎県国民保護計画に「県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。」と記載されていることから長崎県が行うこととされている。

### 【一時集合場所及び集合方法】

基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

#### (一時集合場所)

時間的な余裕がある場合

生月小学校(約4,400人) 山田小学校(約5,500人)ほか

時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

直接県が指定する避難施設まで緊急避難させることから一時集合場所は指定しない。

## (集合方法)

時間的な余裕がある場合

一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

また、バス等の台数に限りがあることから市が県に依頼し、県が県内事業所へ要請することにより調達することとなっている。

時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

緊急避難の場合は、バス等を要請する時間がないことから県が指定する避難場所までは主に自家用車の利用が考えられる。このことについては、事前に警察との調整が必要となる。

また、自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

## 【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、防災行政無線や広報車により周知することになる。

## 【集合に当たっての留意事項】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

避難に際しての留意点及び市職員の心得

市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。

市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

学校や事業所に対しては、原則として避難施設(一時集合場所)まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

**【避難の手段及び避難の経路】**

避難経路：市道 県道 42 号線(～生月大橋) 県道 19 号線(生月大橋～平戸大橋)

避難手段：詳しくは、上記の集合方法に記載

**【市職員、消防職団員の配置等】**

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

住民への周知要員・・・・市職員及び消防団員により実施する。

避難誘導要員・・・・生月小学校、山田小学校にそれぞれ市職員 2 名 1 組を派遣する。

現地連絡要員・・・・市職員及び消防団員により実施する。

現地調整所の要員・・・・一時集合場所に設置する現地調整所は、市職員 2 名をもって運営する。また、状況により市職員を増員する。

攻撃の種類により、避難方法等が異なるので臨機応変の対応が必要となる。

**【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】**

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

**【要避難地域における残留者の確認】**

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

**【避難誘導中の食料等の支援】**

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

**【避難住民の携行品、服装】**

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・・市対策本部 TEL 0950-22-4111



## 5 田平地区の避難

### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

田平地区の人口・世帯数

平成 21 年 2 月 1 日現在の田平地区の人口は、男性 3,528 人、女性 3,886 人で合計が 7,414 人、世帯数は、2,961 世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
田平町山内免	744	848	1592	678
田平町野田免	79	100	179	75
田平町大久保免	238	279	517	226
田平町小手田免	532	553	1,085	425
田平町本山免	43	39	82	26
田平町一関免	73	59	132	43
田平町荻田免	182	202	384	141
田平町下寺免	260	295	555	214
田平町以善免	86	94	180	73
田平町田代免	33	39	72	26
田平町古梶免	62	57	119	85
田平町深月免	252	264	516	195
田平町里免	363	413	776	301
田平町岳崎免	67	79	146	53
田平町福崎免	140	160	300	109
田平町小崎免	150	159	309	116
田平町上亀免	50	58	108	38
田平町下亀免	174	188	362	137
合計	3,528	3,886	7,414	2,961

### 【避難先】

避難場所及び施設の指定

避難場所及び施設の指定については、長崎県国民保護計画に「県は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。」と記載されていることから長崎県が行うこととされている。

### 【一時集合場所及び集合方法】

基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

#### (一時集合場所)

時間的な余裕がある場合

田平北小学校(約6,400人) 田平東小学校(約2,100人) 田平南小学校(約4,500人)ほか

時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

直接県が指定する避難施設まで緊急避難させることから一時集合場所は指定しない。

#### (集合方法)

時間的な余裕がある場合

一時集合場所に徒歩により集まり、当該一時集合場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

また、バス等の台数に限りがあることから市が県に依頼し、県が県内事業所へ要請することにより調達することとなっている。

時間的な余裕が無い場合(緊急避難)

緊急避難の場合は、バス等を要請する時間がないことから県が指定する避難場所までは主に自家用車の利用が考えられる。このことについては、事前に警察との調整が必要となる。

また、自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

#### 【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、防災行政無線や広報車により周知することになる。

#### 【集合に当たっての留意事項】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

避難に際しての留意点及び市職員の心得

市職員及び消防団員は、住民が恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、沈着冷静かつ毅然たる態度を保つ。

市の誘導担当職員は、防災活動服や特殊標章腕章等により誘導員である立場や役割を明確にし、その活動に理解を求める。

市の誘導担当職員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかける。

学校や事業所に対しては、原則として避難施設（一時集合場所）まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

#### 【避難の手段及び避難の経路】

避難経路：市道（県道） 国道 204 号線（松浦市方面及び佐世保市方面）

避難手段：詳しくは、上記の集合方法に記載

#### 【市職員、消防職団員の配置等】

避難住民の避難誘導が円滑に行われるよう、以下に示す要員及びその責任者等について、市職員等の分担を行う。

住民への周知要員・・・・市職員及び消防団員により実施する。

避難誘導要員・・・・田平北小学校、田平東小学校、田平南小学校にそれぞれ市職員 2 名 1 組を派遣する。

現地連絡要員・・・・市職員及び消防団員により実施する。

現地調整所の要員・・・・一時集合場所に設置する現地調整所は、市職員 2 名をもって運営する。また、状況により市職員を増員する。

攻撃の種類により、避難方法等が異なるので臨機応変の対応が必要となる。

#### 【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

#### 【要避難地域における残留者の確認】

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

#### 【避難誘導中の食料等の支援】

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

**【避難住民の携行品、服装】**

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950 - 22 - 4111

## 6 離島住民の避難

### 基本的な考え方

離島住民の避難については、島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約があり、その確保が通常の住民の避難に比べ困難であることが多いと考えられることから、離島内のヘリポート及び港湾までの避難住民の誘導については市が中心となっており、離島内のヘリポート及び港湾から離島外のヘリポート及び港湾を經由した避難地域までの避難住民の誘導については県が市を最大限支援することを基本とし、可能な限り全島民の避難を視野に入れた体制をあらかじめ整備しておくものとする。

### 市の対応

市は、昼夜間の別、通勤及び通学、観光客等の状況を勘案し、離島における住民及び滞在者の概数を平素から把握しておくものとする。

市は、離島内の運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するバス等の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

市は、離島の住民の避難に活用が可能な自ら保有する車両、船舶等の輸送能力を把握するとともに、県の協力を得て、県が保有する離島の住民の避難に活用が可能な車両、船舶等の輸送能力を把握しておくものとする。

市は、離島において、離島外への避難の必要が生じた場合には、住民を離島内の港湾及びヘリポートまで迅速に移動させる必要があるが、離島内においては公共交通機関に限られ、十分な輸送力を確保できないことも想定されることから、自ら保有する車両及びマイカーの利用を含め的確かつ迅速な住民の避難ができるようそのあり方について検討し、県警察その他の関係機関の意見を聴いて、あらかじめ定める避難実施要領のパターンに定めておくものとする。

市は、県と協力して、ヘリポート及び港湾のキャパシティ（ヘリ又は船舶の大きさによる離発着又は接岸可能性、離発着又は接岸の可能頻度等）や運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が保有するヘリ及び船舶の台数等その輸送力を把握するとともに、これらの者との連絡窓口の設定、連絡方法の確立等連絡体制を整備しておくものとする。

市は、防衛省及び海上保安庁が保有するヘリ及び船舶による避難住民の運送が特に必要であると認め、県知事に対し、防衛省及び海上保安庁に要請を行うよう求める際の手続について定めておくものとする。

市は、特に市の出張機関のない有人離島においては、住民の避難等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要な体制を整備するよう努めるものとする。

市は、上記の事項を踏まえ、的確かつ迅速に住民の避難が行えるよう、避難経路、避難方法等について、あらかじめ検討し、避難実施要領のパターンに定めておくものとする。

市は、避難住民の運送を求めた場合の契約条件について、あらかじめ運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関と必要に応じ協議しておくものとする。

(離島：大島)

【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

大島地区の人口・世帯数

平成21年2月1日現在の大島地区の人口は、男性673人、女性788人で合計が1,461人、世帯数は、609世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
大島村神浦	108	135	243	116
大島村前平	107	161	268	133
大島村西宇戸	51	62	113	55
大島村大根坂	205	205	410	121
大島村的山川内	129	145	274	116
大島村的山戸田	70	75	145	65
合計	673	788	1,461	609

【避難先】

避難住民の誘導については県が市を最大限支援することを基本とし、可能な限り全島民の避難をも視野に入れた体制を検討しておくことが重要である。

避難地・・・田平町民センター [荒天の場合] 薄香港 経由 平戸文化センター  
及び平戸小学校  
(移動後は県の指示による。)

フェリーの寄港地については、県が指示する避難場所によって変更する必要がある。

【一時集合場所及び集合方法】

基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

(島内一時集合場所)

- ・ 神浦地区・・・東神浦公民館、西神浦公民館、大島村離島開発総合センター
- ・ 前平地区・・・前平公民館、大島小学校体育館
- ・ 西宇戸地区・・・西宇戸公民館、大島中学校体育館
- ・ 大根坂地区・・・大根坂公民館、大根坂漁民センター

- ・的山地区・・・大島地区活性化センター

(島内集合場所)

- ・大島村的山外港(的山地区、大根坂地区の住民)
- ・大島村神浦港(神浦地区、前平地区、西宇戸地区の住民)

(島外避難場所)

- ・大島村的山外港及び大島村神浦港 田平港 田平町民センター
- ・大島村的山外港及び大島村神浦港 平戸薄香港 平戸文化センター
- 及び平戸小学校 [荒天の場合]

(集合方法)

大島村的山外港及び大島村神浦港まで徒歩又は自家用車により集まり、フェリーを利用して島外避難場所へ移動することが基本的な対応として考えられる。

自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、防災行政無線により周知することになる。

【集合に当たっての留意事項】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

【避難の手段及び避難の経路】

- ・神浦地区・・・自家用車乗り合わせ又は一時集合場所からの送迎バス
- ・前平地区・・・自家用車乗り合わせ又は一時集合場所からの送迎バス
- ・西宇戸地区・・・自家用車乗り合わせ又は一時集合場所からの送迎バス
- ・大根坂地区・・・自家用車乗り合わせ又は一時集合場所からの送迎バス
- ・的山地区・・・基本的に徒歩による集合。(板の浦地区は自家用車乗り合わせ)

\* 交通手段が整備されていないため自家用車による移動を認める。(交通安全のため職員による交通整理を行う。)

**【市職員、消防職団員の配置等】**

市職員

大島支所市民協働課

- ・本部との連絡調整
- ・広報活動
- ・住民データの作成
- ・避難住民の確認作業

大島支所産業建設課及び第二フェリー大島

- ・避難住民の交通整理及び誘導
- ・避難住民の輸送(バス・フェリー等)
- ・避難住民の交通整理及び誘導
- ・水道施設の停止

教委大島分室

- ・児童の避難及び確認

大島保育所

- ・園児の避難及び確認

大島診療所

- ・病人の把握及び輸送

消防大島出張所

- ・消防各分団管轄の範囲による
- ・消防団の活動

**[交通整理の人員配置]**

- ・広道三叉路(2人) ・大根坂入り口三叉路(1人)
- ・笠の平三叉路(大根坂 的山の一方通行にする) (1人)
- ・畜産センター付近(2人) ほか

**【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】**

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画(作成中)を参考とする。

**【要避難地域における残留者の確認】**

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

**【避難誘導中の食料等の支援】**

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。



**【避難住民の携行品、服装】**

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950-22-4111

## (離島：度島)

### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

度島地区の人口・世帯数

平成21年2月1日現在の度島地区の人口は、男性444人、女性449人で合計が893人、世帯数は、260世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
度島浦	135	125	260	81
度島中部	146	160	306	98
度島三免	163	164	327	81
合計	444	449	893	260

### 【避難先】

避難住民の誘導については県が市を最大限支援することを基本とし、可能な限り全島民の避難をも視野に入れた体制を検討しておくことが重要である。

避難地・・・たびら活性化施設 [荒天の場合] 薄香港 経由 平戸文化センター  
及び平戸小学校  
(移動後は県の指示による。)

フェリーの寄港地については、県が指示する避難場所によって変更する必要がある。

### 【一時集合場所及び集合方法】

基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

### (島内一時集合場所)

- ・度島浦地区・・・浦公民館、度島小中学校
- ・度島中部地区・・・中部公会堂、度島小中学校
- ・度島三免地区・・・三免集落センター、度島小中学校

### (島内集合場所)

- ・度島港(度島浦、度島中部の住民)
- ・度島飯盛港(度島三免の住民)

#### ( 島外避難場所 )

- ・ 度島本村港及び度島飯盛港 ( 第二フェリー度島及び第三フェリー度島 )  
田平港            たびら活性化施設
- ・ 度島本村港及び度島飯盛港 ( 第二フェリー度島及び第三フェリー度島 )  
薄香港            平戸文化センター及び平戸小学校 [ 荒天の場合 ]

#### ( 集合方法 )

度島本村港及び度島飯盛港まで徒歩又は自家用車により集まり、フェリーを利用して島外避難場所へ移動することが基本的な対応として考えられる。

自家用車以外にも漁船やタクシーなどの利用についても考えられるが、現時点では規制等の問題が解決していない状況にある。

#### 【 集合時間 】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、住民への周知には拡声器により行う。また、囑託員により周知徹底する。

#### 【 集合に当たっての留意事項 】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

#### 【 避難の手段及び避難の経路 】

- ・ 度島浦地区・・・自家用車乗り合わせ
- ・ 度島中部地区・・・自家用車乗り合わせ
- ・ 度島三免地区・・・自家用車乗り合わせ

#### 【 市職員、消防職団員の配置等 】

度島連絡所

- ・ 本部との連絡調整
- ・ 避難住民の確認作業

## 度島診療所

- ・病人の把握及び輸送

## 消防団

- ・消防各分団管轄の範囲による

### 【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

### 【要避難地域における残留者の確認】

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

### 【避難誘導中の食料等の支援】

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

### 【避難住民の携行品、服装】

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

### 【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950-22-4111

（注）度島地区自主防災組織との連携をとり、対応に万全を期することが重要である。

(離島：高島)

【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

高島地区の人口・世帯数

平成21年2月1日現在の高島地区の人口は、男性15人、女性13人で合計が28人、世帯数は、6世帯となっている。

町名	男性	女性	計	世帯数
高島	15	13	28	6
合計	15	13	28	6

【避難先】

避難住民の誘導については県が市を最大限支援することを基本とし、可能な限り全島民の避難をも視野に入れた体制を検討しておくことが重要である。

避難地・・・宮の浦漁民研修センター

【一時集合場所及び集合方法】

基本的な考え方

市は、避難の指示を住民へ確実に伝達するとともに、県が決定した避難の経路・手段・方法等に基づき避難実施要領を定め、避難の指示を住民に伝達し、住民の避難誘導を行う。

また、時間的余裕が無い避難措置の指示などが出された段階では、速やかに住民に対し、退避、緊急避難を指示する。

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要である。

(島内集合場所)

・高島港

(島外避難場所)

・瀬渡し船(高島)      宮の浦港      宮の浦漁民研修センター  
(やむを得ない場合は、自家用船。)

(集合方法)

高島港まで徒歩により集まり、瀬渡し船(やむを得ない場合は、自家用船。)で宮の浦港へ移動することが基本的な対応として考えられる。

【集合時間】

住民の避難は、攻撃の種類により、避難方法が異なるので注意が必要となることから、事態の沈静化等を考慮して集合時間を決定し、住民への周知には拡声器により行う。また、囑託員により周知徹底する。

### 【集合に当たっての留意事項】

市が住民等に周知すべき留意事項

防災行政無線、テレビ、ラジオなどによる情報の入手に努めるよう啓発する。

隣近所に声をかけ合うなど、相互に助け合って避難を行う。

消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、冷静かつ毅然とした態度で避難誘導を行うよう依頼して、混乱の防止に努める。

住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないようにする。

戸締りを確認して、金銭・貴重品、パスポート、健康保険証や運転免許証等の身分証明書などを携行する。

服装や行動・態度等から不審者と判断される場合には、市、消防、警察等に通報する。

### 【避難の手段及び避難の経路】

- ・高島・・・高島港までは徒歩

### 【市職員、消防職団員の配置等】

- ・特に配備は考えない。

### 【高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応】

災害時要援護者に対する避難誘導にあたっては、重度の障害者、介護認定の高齢者で重度の介護を要する者、乳幼児、自力避難が困難な人を優先的に避難誘導する。

詳しくは、災害時要援護者避難支援計画（作成中）を参考とする。

### 【要避難地域における残留者の確認】

市職員及び消防団員は、速やかに要避難地域に避難残留者がいないかなどの点検・確認を行う。

### 【避難誘導中の食料等の支援】

長時間の避難を想定していないため特別な支援はしない。

### 【避難住民の携行品、服装】

携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものだけとし、身軽に動けるようにする。

服装は、できる限り動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。

**【避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等】**

緊急連絡先・・・市対策本部 TEL 0950-22-4111

(注)高島地区自主防災組織との連携をとり、対応に万全を期することが重要である。

## 7 平戸大橋及び生月大橋が通行できない場合の避難

### 基本的な考え方

平戸大橋と生月大橋は、本土と平戸島及び生月島を陸上で結ぶ唯一の施設である。

平戸大橋と生月大橋が何らかの理由により通行不能となった場合、平戸島及び生月島は完全な離島になることから住民の避難については、離島住民の避難と同様に島外に避難させる場合は輸送手段に大きな制約がある。

### 【要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位】

人口・世帯数

平成 20 年 12 月 1 日現在

平戸地区北部の総人口は 11,417 人、世帯数は 4,701 世帯

平戸地区中部の総人口は 4,509 人、世帯数は 1,694 世帯

平戸地区南部の総人口は 4,829 人、世帯数は 1,752 世帯

生月地区の総人口は 6,906 人、世帯数は 2,476 世帯

大島地区の総人口は 1,461 人、世帯数は 609 世帯

度島地区の総人口は 893 人、世帯数は 260 世帯

高島地区の総人口は 28 人、世帯数は 6 世帯

合計人口 30,043 人 合計世帯数 11,498 世帯

### 【避難手段】

避難手段としては、次の手段が考えられる。

旅客船

海上保安部等の船舶（協力要請）

自衛隊の船舶（協力要請）

漁船・遊漁船（協力要請）

ヘリコプター（急患や災害時要援護者に限る。）

### 【避難の対応】

平戸大橋と生月大橋が何らかの理由により通行不能となった場合の避難住民の誘導については、市だけでは対応することが困難であると予測されるため原則として県が対応することになる。県の指示を待つ暇が無い場合は、市長の判断で対応しても差し支えない。

平戸島と生月島の住民（27,661人）を全て島外に避難させる場合の対応は、すぐに島外避難とせず、調達可能な運送手段で時間をかけて地道に避難させることとなる。



## 第7章 避難実施要領のパターン

### 1 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

(実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等に避難することとなる。)

以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

(弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ)

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示

イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長がその都度警報を発令  
弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体(国又は国に準ずる者)の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

## 避難実施要領(例)

平戸市長

平成 年 月 日 時現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、避難措置の指示を行った。

このため、実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に対応できるよう、住民に対して、以後、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

### 2 避難誘導の方法

- ・実際に弾道ミサイルが発射されたときは、対策本部長からその都度警報の発令が行われることから、担当職員は、本市の区域が着弾予測地域に含まれる場合においては、防災行政無線のサイレンを最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知させること。
- ・実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）
- ・車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。
- ・外出先においては、可能な限り、大規模集客施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。

弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する。）

津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要

防災行政無線のサイレン音については、内閣官房サイトで視聴が可能であり、訓練等を通じて、この音を定着させる努力が求められる。

現在調査を行っている全国瞬時警報システム（J-alert）が配備された場合には、国において、各市（町村）の防災行政無線のサイレンを自動起動することが可能となる。

このほか、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨

<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、防災行政無線やテレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。</li> <li>・住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防機関、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知すること。</li> <li>・弾道ミサイルの着弾地点の周辺には、一般の住民は、興味本位で近づかないように周知すること。</li> </ul> <p>3 その他の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特に、自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、災害時要援護者の「避難支援計画」を活用してあらかじめ説明を行っておくこと。</li> <li>・住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管の部局から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力をお願いすること。</li> </ul> <p>4 職員の配置等</p> <p>職員の体制及び配置については、別に定める。</p>	<p>着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは、一般の住民は、離れるよう周知する。</p> <p>例えば、デパートでは、貴金属売場のあるフロアではなく、地下の食品売場に誘導するように協力を求めるといった方法も考えられる。</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 2 ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は、一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となる。

避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」といった手順が一般には考えられる。

（昼間の都市部において突発的に事案が発生した場合の対応）

当初の段階では、個々がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。

特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

【比較的時間的な余裕がある場合】

避難実施要領（例）

平戸市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、 において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、平戸市 地区を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

平戸市のA・B・C地区住民約 名は、本日 : を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日 : 以降、市車両及び民間大型バスにより、 市・ 小学校へ避難させる。

この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

(2) 市の体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の 市・ 小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、連絡所を設置し、職員を配置し

具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

対処基本方針、警報、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載  
避難の指示を添付する。

少しでも時間的な余裕がある場合における避難は、一時避難場所に徒歩により集まり、当該一時避難場所からバス等で移動することが基本的な対応として考えられる。

自家用車の使用については、地域の特性を踏まえて、県警察とあらかじめ調整しておくことが重要である。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

原子力事業所周辺における避難については、原子力災害が発生するおそれがある場合には、住民に対し、屋内避難を指示するとともに、被害が及びおそれがある地域に対して、他の地域への避難の準備又は避難を行わせる。

この場合において、地理的条件や交通事情を勘案し、県警察の意見を聴いた上で、自家用車を交通手段として示すことができる。

事態の変化に迅速に対応できるよう、関係機関(県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊等)からの情報の共有や活動調整を行うために、現地調整所を設置し、職員を現地調整所に派遣する。

また、政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に連絡のため職員を派遣し、最新の状況を入手して、避難実施要領に反映させる。

避難経路の要所においては、関係

て各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途添付）

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

#### エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

### (3) 輸送手段

#### ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分

##### (ア) A地区

約 名、A公民館、市保有車両× 台 バス 台

##### (イ) B地区

約 名、B公民館、バス×大型バス 台

##### (ウ) C地区

約 名、C公民館、バス×大型バス 台

##### (エ) その他

#### イ 輸送開始時期・場所

日 : 、A・B・C公民館

#### ウ 避難経路

国道 号（予備として県道 号及び 号を使用）

### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、市の広報車や消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間

機関の協力を得て、行政機関の保有する車両等を配置して、避難住民に安心感を与えることも重要である。

バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

避難経路については、交通規制を行う県警察の意見を十分に聴いて決める。

夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安が一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備し、住民の不安をなくさせる。

冬期では、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。

都心部においては、地域の社会的連帯が希薄な場合は、防災行政無線、テレビなどの手段に頼らざるを得ない反面、少しでも隣人同士が相互に声を掛け合うことを呼びかけることが重要である。

外国人については、各国の大使館・領事館による自国民の保護のための対応と並行して行うこととなる。

を要することから、避難支援計画を活用して、特に迅速な伝達を心がける。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

#### (5) 一時避難場所への移動

ア 一時避難場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。

イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。

#### ウ 自力避難困難者の避難

市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援計画」に沿って、次の対応を行う。

a 病院の入院患者 名は、病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。

b 老人福祉施設入居者 名の避難は、市社会福祉協議会が対応する。

c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用できることとする。

#### (6) 避難誘導の終了

ア 市職員及び消防職団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。

イ 避難誘導は、 : までに終了するよう活動を行う。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

市の職員及び消防職団員は、誘導に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・市の誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ・誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかける。

防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織として「災害時要援護者支援班」を設置して、特に注意した対応を念頭に置く。

「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な誘導員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。

職員による避難誘導の活動に対する理解を得るためには、特に、都市部等の人的関係が希薄な地域においては、防災服、腕章、旗、特殊標章などを必ず携行させることが重要である。

( 8 ) 住民に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声をかけあうなど、相互に助け合って避難を行うよう促す。
- イ 消防団、自主防災組織、自治会などの地域のリーダーに対しては、毅然とした態度で誘導を行うようお願いし、混乱の防止に努める。
- ウ 住民の携行品は、貴重品や最小限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- エ 留守宅の戸締まり、金銭・貴重品、パスポートや運転免許証等の身分証明書などを携行するよう住民に促す。
- オ 服装や携行品等から不審者と判断される場合には、市長、消防吏員、警察官又は海上保安官に通報するよう促す。

( 9 ) 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国の現地対策本部や県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。必要により、現地調整所を設けて、関係機関の現場での情報共有・活動調整を行う。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備等を有する他の機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

3 各部の役割  
別に示す。

4 連絡・調整先

- ア バスの運行は、県 課及び県警察と調整して行う。
- イ バス運転手、現地派遣の県職員及び市職員との連絡要領は、別に示す。
- ウ 状況が変化した場合は、別に定める緊急連絡網により連絡する。
- エ 対策本部設置場所：
- オ 現地調整所設置場所：

5 避難住民の受入・救援活動の支援

避難先は、市 小学校及び 公民館とする。当該施設に対して、職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認を行うとともに、食料、飲料水等の支給を行う。その際、県及び近隣市町の支援を受ける。

国からの警報等による情報のほか、現地調整所において現場の情報を集約して、事態の変化に迅速に対応できるようにすることが重要である。

特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。



【昼間の都市部における突発的な攻撃の場合の避難】

避難実施要領（例）

平戸市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況

日 時 分に 地区で発生した攻撃は、武装工作員の抵抗等により、引き続き、 地域で戦闘が継続している状況にある（ 日 時現在 ）。

2 避難誘導の全般的方針

地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武装工作員による攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部等及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせることがある。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

3 避難の方法

時現在

地区については、 道路を避難経路として、健常者は徒歩により避難する。

自力歩行困難者は、・・・

地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

4 死傷者への対応

住民に死亡・負傷者が発生した場合には、 地点の救護所、 病院に誘導し、又は搬送する。NBC攻撃による死傷の場合には、 地点の救護所及び 病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

また、県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

ゲリラ・特殊部隊等による攻撃に伴う避難は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における県警察、海上保安部等、自衛隊からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を攻撃の区域外に避難させる。

戦闘が行われる地域に所在する住民については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

屋内避難は、NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき、敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるときに行う。

状況の変化とともに、逐次修正

避難の方法については、警報の内容等以外にも、現場で活動する県警察、海上保安部等及び自衛隊の意見を聞いた上で決定することが必要である。

現地調整所で、県警察、海上保安部等、自衛隊等の情報を集約して、最新の事態に応じた避難方法を決定する。

DMAT (Disaster Medical Assistance Team: 災害派遣医療チーム) は、医療機関との連携により、緊急医療活動を行う。

## 5 安全の確保

誘導を行う市の職員に対しては、二次被害を生じさせることがないように、現地対策本部等、県からの情報、市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

事態が沈静化していない地域やNBC等により汚染された地域は、専門的な装備を有する他機関に要請する。

誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

【集客施設・住宅密集地域等における化学剤を用いた攻撃の場合】

避難実施要領（例）

平戸市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、 地域における爆発について、化学剤（ 剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の平戸市 地区及び 地区及びその風下となる地区を要避難地域として、屋内へ避難するよう避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

（1）避難誘導の全般的方針

市は、要避難地域の住民約 名について、特に、爆発が発生した地区周辺の地域については、直ちに現場から離れるとともに、周辺や風下先となる 地区～ 地区の住民は、屋内への避難を行うよう伝達する。

当該エリア内の住民に対しては、防災行政無線により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、海上保安庁、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

（2）市における体制、職員派遣

ア 市対策本部の設置

指定を受けて、市長を長とする市対策本部を設置する。

イ 市職員の現地派遣

市職員 名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

ウ 現地対策本部との調整

政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣して、活動調整や情報収集に当たらせる。

化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をはうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。

NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関との連絡を取り合っ活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

(3) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、防護機能を有する消防車両等あらゆる手段を活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生・児童委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

防護衣を着用せずに、移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は、防災行政無線や電話に限られる。

(4) 避難所の開設等

ア 公民館を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMAT(災害派遣医療チーム)等による医療救護活動の調整を行う。

イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。

ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

(5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、迅速な情報提供を行うことにより混乱を防止するとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

(6) 住民に周知する留意事項

ア 住民に対しては、屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう促す。また、2階建て以上の建物では、なるべく上の階に移動するよう促す。

イ 外から屋内に戻った場合は、汚染された衣服等をビニー

NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、行政による速やかな情報提供を常に考える必要がある。

ル袋に入れ密閉するとともに、手、顔及び体を水と石けんでよく洗うよう促す。

ウ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

#### (7) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

#### 3 各部の役割

別に示す。

#### 4 連絡・調整先

ア 対策本部設置場所：

イ 現地調整所設置場所：

### 3 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県モデル計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

一方、離島における避難については、次の対応を基本として対応を検討する。

離島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。

市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

#### 重要

漁船の利用にあたっては、通常の輸送手段の確保が困難な場合で、遵守すべき現行法規内での協力であって、かつ漁業従事者等の自発的な意志にゆだねられるものである。また、その要請に当たって強制にわたることがあってはならない。

【離島からの避難の場合】

避難実施要領（例）

平戸市長

平成 年 月 日 時現在

1 事態の状況、避難の必要性

対策本部長は、島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、警報を発令し、平戸市島の全島を要避難地域とする避難措置の指示を行った。

（対処基本方針の内容、警報の内容、避難措置の指示の内容等を踏まえて記載。）

知事は、別添の避難の指示を行ったところである（避難の指示を添付）。

2 避難誘導の方法

(1) 避難誘導の全般的方針

平戸市は、島の全域の住民約 名について、

日 : を目途に避難住民の運送を開始する。避難は、日～日の日かけて行う。

島外への避難住民の運送は、港から、のフェリー隻、輸送のフェリー隻をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部等の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請している。

出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。

住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情がある場合以外は、認めない。

避難先は、当面の間は、市の公民館及び体育館とする。

(2) 事前準備の呼びかけ

全住民に対して、防災行政無線や連絡網（回覧）により、避難のための準備を行うことを呼びかける。

その際、広報車やヘリコプター等を活用して、周知する。

職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを、自治会長や消防団長の協力を得て作成する。その際、各地区の避難希望日時の要望を聴取する。

避難用バスの時間等については、防災行政無線や連絡網（回覧）により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

災害時要援護者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、災害時要援護者支援班を設けて、避難の支援を行う。

(3) 避難所等までの避難

避難所等までは、徒歩により移動する。自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

島外への輸送手段については、県が国と、又は市(町)が県と調整して、指定地方公共機関(又は指定公共機関)である運送事業者の輸送手段をチャーターする。

島内の各地域からフェリーの発着港湾までの移動は、基本的には、市(町村)が、島内のバスや公用車両を活用して行う。交通手段が不足する場合は、県警察の意見を聞いた上で、自家用車等を交通手段として示すことができる。

島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

誘導に際しての留意点、各部の役割、連絡・調整先等の記載は略。

市は、避難者リストを作成し、各地区の住民は、出来るだけまとまって集団で行動するよう努める。

避難の最終日においては、避難者リスト等に基づき、残留者を個別訪問して、避難の有無を確認する。

(4) 港湾における対応

港湾においては、避難連絡所を設置して、職員が、作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着いて、乗船させるとともに、食料や飲料水を配給する。

(5) 避難先における対応

避難先の港湾においては、連絡所を設置し、県の支援により、公民館、体育館までの運送手段の調整を行う。